

居宅介護支援事業所 運営規程

株式会社オフィス21

居宅介護支援事業所はなえみ

【運営規程の概要・勤務体制】

【利用申込者のサービスの選択に質すると認められる重要事項】

【事業の目的】

第一条 株式会社オフィス 21 が開設する居宅介護支援事業所はなえみの(以下「事業」) 適正な運営を確保する為に人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態の高齢者(以下「要介護状態等」という。)に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

【事業の運営方針】

第二条

(1)事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

(2)事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

【事業所の名称及び所在地】

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1)名称 居宅介護支援事業所はなえみ
- (2)所在地 中川郡幕別町札内北栄町 45-1

【職員の種類、員数及び職務内容】

第四条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1 名 (介護支援専門員と兼務) 管理者は人事管理その他全体の管理業務に当たる。 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの委託に基づく要介護認定調査業務に当たる。

【営業日及び営業時間】

第五条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1)営業日 月～金曜日

(2)営業時間 午前 8 時 45 分～午後 5 時 45 分

※日曜日・土曜日・祝日、夏季、年末年始(8/13～15・12/28～1/3)は休業。

※必要時に応じて利用者からの相談に応じるため 24 時間の連絡体制(電話対応)を確保する。

【居宅介護支援の提供方法、及び内容】

第六条 指定居宅介護の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1)相談体制 事業所内の相談室、または利用者宅において利用者からの相談に適切に対応する。

(2)居宅サービス計画の作成 居宅サービス計画を作成するにあたっては原案を、利用者又は家族に説明し、文章により同意を得る。

(3)サービス担当者会議 居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求める為、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を開催する。

(4)居宅訪問 居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に発生している問題を把握する為、居宅訪問による面接調査を行う。

また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況などを把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。

(5)その他 利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

【利用料等】

第七条 利用料は厚生省告示の介護報酬とする。

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は無料とする。

【通常の事業の実施地域】

第八条 通常の事業の実施地域は、幕別町、帯広市、音更町とする。

【事故発生時の対応】

第九条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

【苦情・ハラスメント処理】

第十条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するため必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問、若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

【虐待防止に関する事項】

第十一条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【その他運営についての留意事項】

第十二条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質向上を図る為虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用時試験（採用後3カ月以内）継続研修(6カ月毎)
- (2) 虐待防止に関する研修
- (3) 権利擁護に関する研修
- (4) 認知症ケアに関する研修
- (5) 介護予防に関する研修
- (6) 感染症に関する研修

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項を定めるものとする。

4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人(株式会社オフィス21)と事業所との協議について定めるものとする。

【事業継続計画】

第十三条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

【衛生管理】

第十四条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則

この規程は、令和1年11月1日より施行する。

令和2年3月31日一部改定

令和2年4月1日施行。

令和3年9月1日一部改訂（事業所所在地変更）

令和6年3月31日一部改訂

帯広市東9条南19丁目4番地3

株式会社オフィス21

代表取締役 石本研吾